

平成16年4月1日

(2019年3月15日 問い合わせ先改訂)

端末設備等の接続の技術的条件を定める件について

これまで「端末設備等の接続の技術的条件」の総務大臣認可申請は、旧電気通信事業法第49条第1項（第52条第1項第1号）の規定に基づき、第2種電気通信事業者である接続事業者様からのお申し込みを踏まえ、当該事業者様が提供されるサービスに係る技術的条件についても弊社から申請し追加しておりました。

現在、電気通信事業法第52条第1項（第70条第1項第1号）の規定「当該電気通信事業者又は当該電気通信事業者とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であって総務省令で定めるものが総務大臣の認可を受けて定める技術的条件」とあるように、接続事業者様が自ら技術的条件を定めることが可能となりました。

なお、接続事業者様が自ら技術的条件を定める場合、「総務省令で定めるもの」については、電気通信事業法施行規則第30条の2「総務省令で定める他の電気通信事業者は、同項の電気通信事業者との間で、総務大臣の認可を受けて同項の技術的条件を定めることを合意している者」の規定により、接続事業者様が技術的条件を定めることについて、弊社との合意が必要となります。

弊社では、接続事業者様が技術的条件を定める件に係る合意について、別紙のように行わせて頂きますので、宜しくお願い致します。また、ご不明な点につきましてはご連絡をお願い致します。

【本件に関する問い合わせ先】

N T T西日本 相互接続推進部 接続営業部門 各担当

(別紙)

「端末設備等の接続の技術的条件」に係る接続事業者様との合意について

(1) 合意に係る弊社の基本的な考え方

弊社は、各接続事業者様との合意において、電気通信事業法第52条第2項（第70条第2項）に規定される各事項が確保されることを確認した上で、合意をさせて頂きたいと考えています。

- 一 弊社の電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- 二 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- 三 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との責任の分界が明確であるようにすること。

なお、これらが確保されることを確認させて頂く上で、接続事業者様が合意申込された伝送システム等の技術仕様についてのご確認をさせていただきます。また、メタリックインタフェースを使用する技術的条件については、TTCスペクトル適合性確認結果報告書の公表内容により、漏えい防止に関する事項についても確認をさせていただきます。

また、原則、相互接続における事前調査の申し込みと併せて、接続事業者様から弊社への合意申込を受付けさせていただきます。

(2) 合意申込及び回答について

合意申込については、接続事業者様から弊社へ事前調査申し込みを行う際に、合意申込書を添付願います。※1※2

なお、新たな技術的条件の設定が必要となる都度の申し込みとなります。

また、弊社は、接続事業者様からの合意申込において、必要事項が記載されていることを確認した時をもって、合意申込の受付けとし、受付け後、概ね2週間以内に合意の可否について通知致します。

※1：別添1の様式による申し込みを基本としますが、必要事項が明記されていれば任意様式による申し込みも可とします。

※2：記載方法については、別添2を参照願います。

(3) 合意申込の窓口について

本合意申込については、弊社相互接続における事前調査申込書の受付窓口において同様に受付けを行います。

(4) 実施日

平成16年4月1日より適用